

高福第1966号  
令和5年 9月 1日

介護予防通所介護相当サービス事業所 管理者 様

新発田市高齢福祉課長

介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所介護相当サービスにおける  
「事業所評価加算（申出）」の届出について

令和6年度の事業所評価加算の算定を希望する介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所介護相当サービス事業所は、令和5年10月15日（日）までに「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出」の「事業所評価加算（申出）」の届出を市へ行う必要がありますので、下記のとおりお知らせします。

## 記

### 1 事業所評価加算について

選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行う事業所について、利用者の要支援状態・基本チェックリスト該当の維持、改善の割合が一定以上となった場合に翌年度において加算を行います。

介護予防通所介護相当サービスの事業者が、事業所評価加算を算定するためには、「事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成18年9月11日老振発第0911001号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長）」の4（4）①及び②に準じて評価基準値の算出等を行うこととなります。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A（平成28年4月18日版）」問2の答2（2）①及び②の算定式を満たす必要があります。

### 2 届出について

既に「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出」において「事業所評価加算（申出）の有無」欄を「2あり」で届け出ている事業所については、今回改めて届出いただく必要はありません。

### 3 届出書類

届出が必要な場合は、次の(1)及び(2)の書類を提出してください。

- (1) (別紙1) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) (別紙1-4) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

### 4 参考送付書類・資料

- (1) 上記3の(1)及び(2)
- (2) 事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について(平成18年9月11日老振発第0911001号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長)
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A(平成28年4月18日版)

**【提出・問合せ先】**

新発田市 高齢福祉課 介護給付係

担当：天野

TEL：0254-28-9201 FAX：0254-21-1091

E-Mail：kourei@city.shibata.lg.jp